

## 1. 港区のいじめ対策の評価

以下当事者の保護者としての立場から港区のいじめ対策のあり方について評価にする。この際港区のいじめ防止方針の枠組みに準じて、保育園、幼稚園の「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの解決に向けた取組」の観点から問題点を整理する。

### (1) 「いじめの未然防止」の観点からの評価

経緯を振り返ってみて、わが子のいじめ問題を未然に防止するタイミングは少なくとも以下の2つがあったように思う。そのタイミングで効果的な対処がとられなかつたことは、大きな問題があったと言わざるを得ない。

#### ① 2024年6月時点：いじめ防止教育プログラムの欠如、いじめ問題の保護者への情報共有の仕組みの欠如

この時期わが子とB児との間で短期間でトラブルが頻発し、最終的には保育園に通えなくなり、転園を余儀なくされた。この間当方から保育園に相談して事態に対処してくれるよう複数回お願いした。報告書を読む限り、担当職員は日常の対応の範囲で対処しようとしたようだが、結果としてなんら効果はなかった。この時日常の対処を超えてB児らに「いじめとは何か、何をしてはいけないのか」ということについて根本からきちんと指導する必要があったのでは無いかと思える。今後はこうした事態を想定して、児童心理の専門家と連携したいじめ防止のための教育プログラムを開発する必要があるう。

また、少なくともこの時点で保育園がB児保護者に、わが子とのトラブル内容、わが子の転園理由について伝えていれば後の重大なトラブルは生じなかつた可能性は高い。そう考えると、保護者に対するいじめ問題の情報共有の仕組みも必要と考える。

#### ② 2024年12月～2月時点：いじめ問題に関する安全配慮意識の欠如

この時期は、B児の保育園から幼稚園の転園に伴い、わが子が精神的に追い込まれていった時期だった。幼稚園としては当方からの要望を受けて、担任業務を兼務するC主任がわが子とB児がなるべく関わらないようにする、など、できる範囲の配慮をしていた。なお、当時わが子の学年は担任が休養で不在であった。そのような中でのC主任の努力は認め感謝するところであるが、主任業務との兼務では

業務過多になってしまい十分に対処できなかっただと言わざるを得ない。実際結果としてわが子は PTSD 発症まで追い込まれることとなった。

幼稚園には当然にして園児に対する安全配慮義務がある。報告書にもあるように幼稚園としては、わが子と B 児間にあったトラブルを承知した上で、B 児を受け入れたのだから、少なくとも主任か担当の代替職員を手当するなど十分に我が子を守れる体制を整えるべきだったのではないか。もししくは、そのような体制が整えられないならば、わが子の転園の経緯を踏まえ、B 児の入園を拒否すべきだったのではないか、と思う。

## (2) 「いじめの早期発見」の観点からの評価

経緯を振り返ってみて、わが子のいじめ問題を早期に発見するタイミングは以下の 2つがあったように思う。そのタイミングで効果的な対処がとられなかつたことは、大きな問題があったと言わざるを得ない。

### ① 2024 年 6 月時点：現場のいじめに対する意識の欠如

保育園では、当方からの度々の本件にかかる相談を軽視し、「園児間のよくあるトラブル」と考え、いじめ問題の萌芽として捉えなかつた。

### ② 2025 年 2 月時点：いじめ問題の情報共有体制の欠如

わが子が幼稚園の継続的な欠席状態にあるにもかかわらず、B 園長はその問題を教育委員会等の関係機関に周知、相談せず、いじめ問題として事態に対処する機会を逸した。この点において B 園長の判断は責められるべきものではあるが、その背景には教育委員会が十分に幼稚園に人員を配置せず、現場に主任と担任業務を兼務させるような無理を強いていた、という事情を考慮する必要がある。この問題を B 園長の一身の責任に押し付けるのはまさに「トカゲの尻尾切り」とでも言うべきものである。

そう考へるとこの問題は B 園長個人の問題というよりも、教育委員会の幼稚園の現場への無関心が招いたものと捉えるべきように思う、

## (3) 「いじめの解決向けた取組」の観点からの評価

経緯を振り返ってみて、わが子のいじめ問題の解決に向けた港区の取り組みについ

ては、非常に大きな問題があったと言わざるを得ない。特に問題があった点として以下の4つを挙げる。

① 2024年12月時点：B児入園にあたっての体制の未整備

わが子の転園の経緯、わが子とB児の保育園におけるトラブルのことを考えれば、B児の転園に際して何らかの解決に向けてのアクションが取られるべきだったようだ。例えは、B児保護者に事情を説明した上で「入園拒否」の選択をとるか、少なくとも「入園について再考を求める」ことはできたのではないか。

② 2025年3月時点：港区のいじめ問題対策の不作為

この時期新藤区議を通じて港区に問い合わせた際に「いじめ重大事態については保護者からの申立ては想定していない」という旨の返答があった。これにより港区は「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」の記述に反して、保護者からのいじめ重大事態の申立てを受け付ける体制を整えてこなかったことが判明した。これは明確な不作為と言える。

仮に新藤区議が続けて働きかけて港区に再考を求めてくれなければ、今でも港区はこの方針を貫いていじめ重大事態の申立てを排除し続けたと思われ、わが子にかかる調査も実施されなかっただけが疑われる。本来ならば予めいじめ重大事態の保護者からの申立てに関して、申請様式をHPに公開する、申立てのガイドラインを作成する、等の措置をとっておくべきであった。これらを行わなかつたのは不作為と言え、結果として泣き寝入りを余儀なくされた家庭も多数あったのではないか、と疑わざるを得ない。

③ 2025年2月～：こども家庭支援センターの機能不全

こども家庭支援センターは本件いじめ問題に関して、何ら有効な措置を取らなかつた。2025年2月にわが子の担当医師から、家庭では対処しきれない問題として通報されたにも関わらず、幼稚園に対する情報共有は3/28まで行われなかつた。また当方に対しても定期的に電話をして話を聞くだけで、解決に向けたアクションを何ら取らなかつた。

以上のことから当方としてはこども家庭支援センターはいじめ問題に関しては機能不全で全く役に立たなかつたと評価せざるを得ないし、そもそもどのような機能がこの組織に期待されているかもわからない。抜本的な組織の見直しが望まれる。

④ 2025年2月～：いじめへの対処、子どもの回復措置に対する無支援

わが子は PTSD からの回復に向け、現在継続的に有償のカウンセリングに通っている。またいじめ重大事態への申請の支援を得るために弁護士の補助もお願いしております、現状月々10万円以上の出費を強いられている。しかしこうした負担に関して一切の港区側からの支援がないのは理解に苦しむ。幸いして当方はこうした体制を整える経済的余裕があり、また、体制を作れる人間関係があったが、通常はおそらくこのような体制を組むのは難しい。これはいじめ問題の泣き寝入りを促すことそのものであり、非難されて然るべきである。

2. 報告書の内容の評価

以上の港区のいじめ対策の評価を踏まえて、当方からみて違和感、問題があると感じた報告書の記載を以下列挙する。

報告書内箇所	記載内容	違和感、問題点
9P	・A児が入れてもらえないということはあったが、A児だけではなく、他の幼児も「入れてもらえない」と訴えることがあった。	・わが子に限らず他の子も遊びにいれないことが多々あったのならば、なおさら問題を大きく捉えるべきだったのではないか？
9P	・保育室の隅が立ち位置によっては死角に入るため、隅でこそこそやっているような場面は見たことがあるが、言葉は聞いたことがない。	・そのような場面を見たらどのような会話が行われているか確認すべきなのではないか。
11P(7P)	・A児が人形を貸してもらはず、人形が使えなかったことがあった。さらに人形をA児に向かって投げた。このとき、B児保護者にはサポート保育の担当教員から伝えた。	・7Pに「暴力は認められていない」と記載されているが、人に向かって人形を投げるのは怪我をする可能性もあり、暴力の一種なのではないか。
15~16P	・2/7（金）医師より子ども家庭支援センターに入電。A児保護者か	・当初の連絡は、わが子を担当する医師から、わが子の身体症状が深刻であ

	<p>ら本件保育園及び本件幼稚園でのトラブルに関する相談にのってほしい旨の依頼があった。同日、A児保護者から子ども家庭支援センターに入電。相談の内容について職員が対応し、小学校就学への心配について相談先を紹介するなど助言した。</p>	<p>るとのことでの行われたものだがその記載がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員から当方に「小学校就学への心配について相談先を紹介するなど助言した」と記載があるが、そのような実態はない。</li> </ul>
15~16P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3/27（木）子ども家庭支援センターの職員が、A児保護者に状況を確認後、翌3/28（金）園長あて架電。A児保護者から相談があったことを連絡した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが子が不登園に追いやられたのは2月中頃である。2/7の通報から特段情報を収集せず、3月の末まで問題を放置したのはなぜか。春休み、任期が終わる直前の園長と話すことに何の意味があると思ったのだろうか？</li> </ul>
15~16P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4/17（木）、5/8（水）、5/12（月）に子ども家庭支援センターは、A児保護者等に電話連絡し、状況を確認するとともに、6月以降は関係機関と情報共有し、経過観察を続けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが子はPTSDで身体症状も出ており、妻も鬱病で苦しんでいる中で実効的なアクションを何ら起こさず「経過観察を続けている」とは何事なのか？面白がって眺めてでもいたのか？</li> </ul>
21P	<p>令和7年6月に区立幼稚園で実施した幼児へのヒアリングでは、いじめに類する内容は確認できなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングによる調査に限界があるのは理解するところである。しかしながらこの記述は組織防衛と感じる。</li> <li>・いじめ防止対策推進法ではいじめの定義について「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（～）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。わが子はPTSDで身体症状まで出て明らかに「心身の苦痛」を感じている。またその原因に関して担当医師から「いじめ」があったとの判断が診断書において</li> </ul>

		て出ているのに、港区として「いじめに類する内容は確認できなかった」としたのはどのような根拠、判断基準によるものなのか？それが示されなければ納得がいかない。
--	--	---

### 3. 今後の港区に求めるアクション

これまでの記載を踏まえて以下のアクションを港区に求める。

① 幼児段階からの児童心理学等の専門家の監修による「いじめに関する教育プログラム」の導入・提供

- ・現行の港区の保育園、幼稚園、小学校の教育には「いじめとはなにか？」「いじめと喧嘩とはどう違うのか？」「なぜいじめをしてはいけないのか？」といった根本的ないじめの予防教育が欠けている。
- ・そのため実際にいじめをしている児童や、その周りにいる児童のいじめを認識する能力が十分でなく、それがいじめを誘発する原因となっているように見受けられる。
- ・生徒自らがいじめを自制し、また、いじめの萌芽があったとしてもクラスでそれがエスカレートするのを防ぐ力を育てるために、専門家によって監修されたいじめ予防教育プログラムを導入すべきである。

② いじめ重大事態に至る前に、早い段階でいじめ問題のトラブル当事者双方を専門家のカウンセリングに繋げる措置

- ・いじめ重大事態の調査は、いじめによる問題が顕在化してある程度大きくなつた後によく行われるもので、本質的にいじめ問題を解決するものではない。同調査には調査の申立てをする段階で、申立てをする被害者側、調査を受ける加害者側、の対立構造が存在する。そのため、調査結果から受ける印象に対して、学校関係者のコミュニティの中で勝ち負けに近い状況が形成され、負けた側の居心地が悪くなる、という種の措置である。大きくなつたいじめ問題の最終的な解決手段としては必要不可欠なものであるが、本来はそれ以前の段階で当事者間によっていじめ問題が解決される方が望ましく、そのための枠組みが必要である。

- ・本質的にいじめをする、いわゆる加害側は、認知の歪みや心の問題を抱えている可能性が高い。健全な人間関係を構成できる児童ならばいじめをするはずがない

い。したがって、いじめによって心を傷つけられる被害側にのみならず、傷をつけるいじめの加害側もまた心のケアが必要になると捉えるべきである。

・そのように事態を捉えると、いじめの問題が解決された状態というのは、両者の心の問題の解決された状態とも捉えられる。そのような win-win の状況を実現するために、いじめの萌芽が見つかり重大事態にまで悪化する前の段階で、いじめ当事者双方にカウンセリングを受けるよう促すような取り組みが必要である。

・具体的には、行政と外部のいじめ問題に係る調停/仲裁機関側（いわゆる「ADR」）とが連携し、当該機関による紛争解決手続きを申し込んだ家庭にはカウンセリングの補助をするなどの方法が考えられる。

### ③ いじめ問題によって心を傷つけられた児童に対する治療の公的補助

・不幸にしていじめ問題によって心的外傷を抱えることになった家庭が、児童に対する治療を自費で支払うのは理不尽である。

・したがっていじめ重大事態に係る児童が受ける治療に関しては、公的補助によつて支援すべきである。

### ④ 保育園と幼稚園の間の園児間の重大トラブルの情報共有

・今回の事案が重大な事態へと発展したのは、保育園と幼稚園が幼児間のトラブルについて十分情報共有ができていなかったことが最大の原因である。

・今後は所管の枠を超えて、保育園と幼稚園で園児間の重大トラブルの情報を共有し、共に対策にあたることが重要である

### ⑤ 被害側ばかりが不利益を被る体制の見直し

・いじめ問題は被害側が一方的に不利益を被り続ける問題である。当事者の不登校に始まり、その問題に対応する保護者の精神的・肉体的・経済的負担、弁護士費用やカウンセリング費用負担、問題が頻発することによる家族の不和などである

・そのため一刻も早く当事者が学校等に復帰できる体制が整ることが重要である。例えればいじめ重大事態の調査中で結論が出ない状況であっても、暫定的に加害側とされる側にも負担を求めて、復学を実現するための措置をとるべきである

(了)